

○土佐町教育支援センター事業運営要綱

令和2年1月23日教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐町教育委員会が不登校対策の一環として実施する教育支援センター事業の円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 土佐町教育支援センター(以下「教育支援センター」という。)は、不登校の状態にある児童生徒の居場所を確保するとともに、集団生活への適応、情緒の安定、基本的生活習慣の改善、基礎学力の補充等のための相談・指導等、学校生活への復帰や社会的な自立につながる支援を行うことを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 土佐町教育支援センター

位置 土佐町田井1485番地

(対象)

第4条 教育支援センターへの入級の対象児童生徒は、土佐町内の小学校若しくは中学校に在籍又は土佐町内に在住する児童生徒であって、かつ次の各号のいずれかに該当する児童生徒とする。ただし、土佐町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別な事由があると認めた場合は、他の市町村の児童生徒についても入級できるものとする。

(1) 土佐町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が教育支援センターにおける指導及び支援が必要であると認める者

(2) 入級を希望し、教育長が認める者

(職員)

第5条 教育支援センターには次の職員を置く。

(1) 教育支援センター長 1名

(2) 指導員 若干名

(3) 補助指導員 若干名

(業務)

第6条 第2条に掲げる目的を達成するために、教育支援センターでは次の業務を行うものとする。

(1) 個別指導及び集団での活動を通して、社会性及び協調性を育み自立心を養う。

(2) 学習支援を通して、基礎学力を身につけるとともに、学ぶ喜び及び意欲を向上させる。

(3) 児童生徒の個々の興味、関心や心身の状態に即して、必要に応じて新しい学習や経験ができるよう支援する。

- (4) 学校、家庭、関係諸機関との連携を図り、それぞれの児童生徒の実態に合わせた支援ができるよう、情報の共有を行う。
 - (5) その他上記の目的を達成するために必要な事項を行う。
 - (6) 教育委員会が特別な事由があると認めた場合で、教育支援センターの役割に支障をきたさない場合に限り、高校生及び 18 歳未満の少年についても支援を行う。
- 2 前項の業務を円滑に行うため、指導員等は次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 児童生徒への指導、援助及び入退室の資料等の作成に関すること。
 - (2) 学校、児童相談所等の関係機関との連絡及び調整に関すること。
 - (3) その他、教育支援センターの運営に関し、教育長が必要と認めた事務。

(入級手続き)

第 7 条 教育支援センターに入級を希望する保護者は、土佐町教育支援センター入級申込書(様式第 1 号)を児童生徒が通学する小・中学校へ提出する。

2 入級を希望する児童生徒が通学する小・中学校の校長(以下「校長」という。)は、土佐町教育支援センター入級申請書(様式第 2 号)を教育委員会へ提出する。

3 教育委員会は、児童生徒の入級の可否について審査し、入級の必要があると認めた場合は、土佐町教育支援センター入級承認書(様式第 3 号)により保護者及び校長に通知する。

4 入級後の学校への通学又は教育支援センターへの通級については、児童生徒の実態に応じ、柔軟に対応するとともに、通級時の様子については、指導員等が学校の担任等に緊密に連絡をとる。また、教育支援センター長が定期的に状況報告書を教育委員会及び校長に送付することとする。

5 教育支援センターへの児童生徒の通級については、保護者の責任において行うものとする。

(教育支援センターに通級した児童生徒の出欠席の取り扱い)

第 8 条 教育支援センターに通級した児童生徒の出欠席の取り扱いについては次のとおりとする。

- (1) 指導要録については出席扱いとする。
- (2) 出席簿については欠席扱いとする。

(退級)

第 9 条 教育支援センターへの通級期間は、最長 1 年とし卒業式又は修了式の前日をもって全員を退級とする。

2 次年度教育支援センターへの通級を希望する保護者は、第 7 条に規定する入級申込を再度行わなければならない。

3 保護者は、年度の中途において通級中の児童生徒を退級させようとするときは、土佐町教育支援センター退級願(様式第 4 号)を教育委員会に提出する。

4 教育委員会は、校長と協議のうえ、退級が妥当であると認めるときは、土佐町教育支援センター退級決定通知書(様式第 5 号)により保護者及び校長に通知する。

(負担金)

第 10 条 原則として、入級に係わる負担金は徴収しないこととする。ただし、体験活動などで必要な費用の一部については実費とする。

(関係機関との連携)

第 11 条 教育支援センターは、小・中学校、家庭、児童相談所などの関係諸機関との連携を密にし、円滑な運営に努めるものとする。

(その他)

第 12 条 教育支援センターの管理運営に関し、その他必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年1月 23 日から施行する。